

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 6 月 日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員衛生管理要綱（平成 20 年三次市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「平成 20 年法律第 73 号」を「昭和 33 年法律第 56 号」に改め、同条第 2 項中「実施に関しては、」の次に「三次」を加える。

附 則

この訓令は、平成 22 年 6 月 24 日から施行する。